

令和3年度すこやかロード関連事業助成要領

1 目的

この要領は、地域における健康づくりを支援するため、身近で気軽なウォーキングの普及及び推進を図り、もって地域住民の健康の保持及び増進に寄与することを目的とし、すこやかロード関連事業に対する助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 助成対象者及び助成対象事業

助成金の交付の対象は、令和元年度（平成31年度）又は令和2年度にすこやかロードの認定を受けた市町村等が行う、すこやかロードを普及するための各種事業とする。

3 助成対象期間

助成対象期間は、2のすこやかロードの認定を受けた年度の翌年度から連続する2年度限りとする。

4 助成金の額

助成金の額は、1年度内につき15万円を限度とする。

5 助成対象経費

助成対象経費は、諸謝金（講師謝金については、別表に定める限度額の範囲内の額とする。）、旅費交通費、需用費（食糧費のうち、会食費は除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（施設什器費は除く。）とする。

6 助成金の交付の申請

助成金の交付を希望する市町村等は、事業開始の1か月前までに助成金交付申請書（様式1）を、公益財団法人北海道健康づくり財団（以下「財団」という。）に提出するものとする。ただし、申請書の受付期限は、令和3年12月1日とする。

7 助成金の交付の決定及び通知

財団は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認められるときは、助成金の交付の決定をし市町村等へ通知するものとする。

8 実績報告

市町村等は、事業の終了後、速やかに実績報告書兼助成金請求書（様式2）を財団に提出するものとする。

9 助成金の額の確定及び通知

財団は、実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認められるときは、助成金の額を確定し市町村等に通知するものとする。

10 助成金の交付

助成金は、9の規定による助成金の額の確定後に交付するものとする。ただし、事業の実施上必要があると認められるときは、概算払をすることができる。

概算払を受けようとする市町村等は、助成金概算払請求書（様式3）を財団に提出するものとする。

財団は、当該請求により概算払をすることを決定したときは、市町村等に通知するものとする。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別 表

講師謝金限度額

職 種	謝金限度額／日
A 大学教授、医師、歯科医師及び大学教授に準ずる者	50,000円
B 大学准教授及び大学准教授に準ずる者	40,000円
C その他	30,000円